

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録3周年記念イベント企画運営業務 企画提案説明書

1 業務の目的

ユネスコ世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文世界遺産」という。）について、世界文化遺産としての価値や魅力を伝えるトークイベントや縄文に関連する体験プログラムの実施、食やグッズ等の販売を行うなど、他の分野との組み合わせによるイベントを実施することにより、広く一般の方々の興味・関心を喚起し、認知度向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）8月30日（金）まで

3 業務の内容

本年7月に縄文世界遺産が、ユネスコ世界遺産登録3周年を迎えることから、これを契機として、縄文世界遺産の価値・魅力の発信による認知度向上を図り縄文ファンの裾野を拡大することを目的とした、普及啓発イベントを企画・運営する。

(1) 実施日

令和6年（2024年）7月15日（月・祝）

(2) 実施場所

サッポロファクトリー アトリウム及び煙突広場
（札幌市中央区北2条東4丁目1-2）

(3) 実施内容

ア 縄文世界遺産の価値や魅力を分かりやすく発信し、既存の縄文ファンを飽きさせない内容とするとともに、縄文に初めて触れる人々が足を運びたいくなる内容とすることで、理解促進が図られるイベントを実施すること。

(ア) トークイベントの実施

縄文世界遺産に関連する活動をしている者を3名以上招き、講演やトークセッションなどを実施すること。

(イ) 縄文に関連する体験プログラム等の実施

子どもから大人まで、縄文時代の暮らしをイメージできるような体験メニューや参加型イベントをアトリウム及び煙突広場において、それぞれ1つ以上実施すること。

(ウ) キッチンカー等の出店

飲食店経営者などから出店を募り、煙突広場において、縄文時代に食べられていたと考えられる食材を使用したメニューを提供するキッチンカー等を出店すること。

(エ) 物販コーナーの出店

縄文世界遺産の構成資産等が所在する関係市町や縄文に関わる活動をしている民間団体等から出店を募り、アトリウムにおいて、縄文グッズなどの物販を行うこと。

(オ) その他集客を見込めるイベント等の実施

これまで縄文に興味・関心を持たなかった方々に対し効果的なアプローチを行うことができる内容とすること。

イ イベント開催にあたってのイベント会場との折衝、調整及びイベント当日の設営、撤収及び運営を行うこと。

ウ 会場内の装飾のため、縄文世界遺産をPRする統一感のあるデザインにより、横断幕やバナー、テーブルクロス、フォトスポットなどを作成すること。

エ イベントの実施に際して、効果的な広告を発出して集客に努めること。

オ その他必要事項については道と協議の上進めること。

4 業務処理にあたっての留意事項

(1) 本説明書の内容を踏まえ、事業者の自由かつ柔軟な発想をもって、事業内容を充実し、当該業務の目的を達成するための企画を提案すること。

(2) 業務に当たっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で、企画に基づく事業の実

施を行い、進行管理を適切に行うこと。

- (3) 企画告知、広報に当たって、効果的な時期・内容とするとともに、事前に、委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。
- (4) PR素材などの制作や利用に関しては、内容を精査の上、事前に委託者や関係者に確認し、著作権侵害等の問題が発生しないようにするとともに、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者が行うこと。

5 実績報告について

委託業務を完了したときは、速やかに実施結果等を記載した実績報告書を次のとおり提出すること。

- (1) 実施業務の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) 提出は紙媒体1部（A4判）及び同内容を格納した電子媒体（CD-R等）1部とすること。
- (3) 本委託事業における成果品及び制作物の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

6 委託契約の方法及び根拠

- (1) 契約方法
随意契約

- (2) 契約相手方の選定

本事業については、世界遺産登録3周年を記念したイベントとして、誰もが楽しみつつ縄文世界遺産の価値と魅力を知ることができる内容とすることで、既存の縄文ファンはもとより、新たな縄文ファンの獲得を目的としているものであり、効果的なイベント企画及び運営に当たっては、専門的知識及び豊富な経験やアイデアが求められる。

また、イベント内容の提案については、様々な手法が考えられることから、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定することができず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

以上のことから、本委託業務が最大限の成果をあげるためには、予算上限額を提示した上で、高度な専門的知識や豊富な経験と実績を持つ事業者の企画提案の中からより優れたものを選定することが適当であると判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

- (3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競合入札に適さないもの）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき）に該当し、随意契約とする。

7 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人若しくは団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

8 企画提案の評価基準

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する知識を有しているか。

イ 業務を遂行する上で必要な専門知識・技術を有し、十分な業務体制が整っているか。

ウ イベント業務やPR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

エ 実施スケジュールが適切であるか。

(2) 企画提案の内容

ア イベント内容は、参加者の対象を限定するものではなく、幅広い人々が楽しみながら縄文世界遺産に触れる内容となっているか。

イ イベント参加者の縄文世界遺産への興味・関心を喚起し、来訪意欲を促進するための効果的な提案となっているか。

ウ イベント内容は、食や体験など様々な観点から縄文世界遺産をPRするものとなっているか。

エ 会場レイアウト、装飾等は縄文世界遺産の価値や魅力を誰もが分かりやすい形で表現しているか。

9 契約に関する基本事項

締結する契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、又は処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

10 業務上の留意事項

業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。

11 予算上限額

2,935千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、本公募型プロポーザルは、令和6年北海道議会第1回定例会における予算の議決前に公告するものであるため、議決結果によっては、委託業務の内容変更及び予算上限額の増減又は事業中止となる場合がある。

12 資格審査申請書、企画提案書の提出期限等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和6年（2024年）2月21日（水）午後5時必着
- イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- ウ 提出様式 別添1のとおり
- エ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、方法、部数

- ア 提出期限 令和6年（2024年）3月6日（水）午後5時必着
- イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- ウ 提出様式 任意様式とする。
※別紙「（標準様式）企画提案書」参考。
- エ 提出部数 6部（法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。「件名」に【質問：「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録3周年記念イベント企画運営業務<企業名>】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。
なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。
送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
担当 梅田 真裕子
電話 011-231-4111（内線24-143）
FAX 011-232-8695

13 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 関連情報を収集するための窓口
上記12(4)に同じ。
- (7) 審査結果
公表する。